

e ドライバー保険

(自動車運転者損害賠償責任保険)

約款のしおり

普通保険約款・特約

<はじめに>	1
<ご契約内容（保証証券）をご確認ください>	1
<ご契約後にご注意いただきたいこと>	1
1. 契約締結後における留意事項···	1
2. 解約と解約返戻金···	1
3. 保険料払込方法別の保険料領収日と補償の関係···	1
4. 保険料の払込猶予期間等の取扱い···	1
<事故を起こされた時のご注意>	2
1. まず、ご連絡を···	2
2. 必ずご相談を···	2
3. 被害者には誠意をもって···	2
<各補償・特約のお支払いする保険金とその額>	3
<保険金をお支払いしない主な場合>	3
<保険料について>	4
1. 等級別料率制度···	4
2. 保険料の割引制度（eサービス（証券不発行）割引）···	4
<等級別料率制度について>	4
1. 等級別料率制度について···	4
2. 契約後の他社との等級に関する情報の確認について···	4
<事故対応に付随するサービスについて>	5
<普通保険約款および特約の適用について>	5
1. 自動車運転者損害賠償責任保険・普通保険約款の適用について···	5
2. 自動車運転者損害賠償責任保険・特約の適用について···	5
<保険用語のご説明>	5
<自動車運転者損害賠償責任保険・普通保険約款>	6
用語の定義···	6
第1章 対人賠償条項···	6
第2章 対物賠償条項···	8
第3章 自損事故条項···	9
第4章 基本条項···	10
<自動車運転者損害賠償責任保険・特約>	17
(1) 搭乗者傷害危険補償特約 ···	17
(2) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約 ···	18
(3) 人身傷害補償特約 ···	18
(4) 人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約 ···	25
(5) 車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）···	26
(6) 自転車運転者損害賠償責任補償特約 ···	27
(7) 保険料分割払特約 ···	27
(8) 保険料分割払の追加保険料に関する特約 ···	28
(9) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約 ···	29
(10) 保険証券の不発行に関する特約 ···	29
(11) スマート継続手続特約 ···	30
<特約一覧>	31

三井ダイレクト損害保険株式会社

<事故を起こされた時の注意>

1. まず、ご連絡を

- (1) 事故が発生した場合には、まずケガをされた方の救護措置をとり、道路上の危険を除去してください。その後、直ちに最寄りの警察署への届出とともに、事故発生の日時、場所および事故の概要について当社へご連絡ください。当社に直ちにご通知いただかない、支払われる保険金が削減される場合がありますので、くれぐれもご注意ください。なお、人身事故の場合には、警察署の届出にあたり、人身事故である旨正しく届出をしていただくようお願いします。

(2) その後、遅滞なく書面により次の事項をお知らせください。

- (A) 事故の状況
- (B) 被害者の住所・氏名
- (C) 目撃者のある場合は、その住所・氏名
- (D) 損害賠償の請求を受けたときは、その内容

(3) 保険金のご請求時に提出いただく書類について

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます）が保険金の請求を行なうときは、次表の書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。

* 1 ご提出いただく書類には●を付しています。ーが付されている場合は、ご提出いただく必要はありません。

* 2 特約に基づいて次表の補償種類以外の補償に関する保険金の請求を行うときは、次表の書類のほか、各特約に定める書類をご提出いただきます。

* 3 損害賠償請求権者が当社に損害賠償額を直接請求する場合は、次表の「1. 相手方への補償」に●を付した書類のうち当社が求めるものをご提出いただきます。

* 4 事故の内容、損害額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようお願いする場合がありますので、ご了承ください。

<保険金請求に必要な書類>

補償種類	1. 相手方への補償					2. おヶガの補償				
	対人賠償 保険	対物賠償 保険	自損事故 保険	人身傷害 補償特約	搭乗者傷 害危険補 償特約					
保険金請求書	●	●	●	●	●					
公の機関が発行する交通事故証明書 またはこれに代わるべき書類	●	●	●	●	●					
死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の死亡による損害の額を示す書類および戸籍謄本（死亡に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	—	●	●	●					
後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額その他の後遺障害による損害の額を示す書類（後遺障害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	—	●	●	●					
診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額その他の傷害による損害の額を示す書類（傷害に関して支払われる保険金を請求する場合）	●	—	●	●	●					
示談書・判決書等、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額を示す書類および損害賠償金の支払いまたは損害賠償請求権者の承諾があつたことを示す書類	●	●	—	—	—					
被害物の価額を確認できる書類、被害物の修理等に要する費用の見積書または領収書、被害物の写真・画像データ	—	●	—	—	—					
上記のほか、損害賠償請求権者が被つた損害の額および損害賠償請求権者またはその代理人であることを示す書類	●	●	—	—	—					
被保険者が負担した費用の額を示す書類	●	●	—	●	—					
自動車検査証等、自動車その他の物の所有者・使用者を示す書類	●	●	●	●	●					
レンタゲン・フィルム等検査資料その他の後遺障害の内容・程度を示す書類	●	—	●	●	●					
自動車損害賠償責任保険証明書等、自賠責保険等への加入を示す書類	●	—	—	—	—					

借用自動車の使用にあたって、正当な権利を有する者の承諾があつたことを示す書類	●	●	●	●	●
借用自動車の契約内容を示す書類	●	●	●	●	●
住民票、戸籍謄本等、同居等の事実または親族等の関係を示す書類	●	●	●	●	●
雇用契約、請負契約、委任契約等、保険契約者等と他者との間の契約内容を示す書類	●	●	●	●	●
保険金請求等に関する委任状、印鑑証明書、代表者事項証明書	●	●	●	●	●
事故発生の日時、場所および状況等を当社にご通知いただく書類	●	●	●	●	●
当社が保険金を支払うために必要な事項の確認にかかる同意書	●	●	●	●	●
被保険者が被つた損害に対して支払われることが決定し、または既に支払われた保険金、給付金、損害賠償金等がある場合は、その額を示す書類	●	●	—	●	—

■重度の後遺障害が生じ思慮能力を喪失した等、被保険者または損害賠償請求権者に保険金または損害賠償額を請求できない事情がある場合は、これらの方の親族のうち一定の条件を満たす方が代理人として、保険金または損害賠償額を請求できる場合があります（代理請求制度）。

■当社は、保険金請求に必要な書類（注1）をご提出いただけてからその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認（注2）を終えて保険金をお支払いします。（注3）

（注1）保険金請求に必要な書類は、上記「保険金請求に必要な書類」をご確認ください。「代理請求人制度」をご利用の場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただきます。

（注2）保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他当社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

（注3）必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、当社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

2. 必ずご相談を

次の場合は事前に必ず当社にご相談ください。

（1）被害者から示談される場合

被害者から損害賠償の請求を受けたときは、必ず当社にご相談ください。当社の承認なくご契約者（被保険者）ご自身で被害者と示談された場合には、保険金の一部または全部が支払われないことがあります。

【示談交渉】

対人および対物に関連する賠償事故が起きた場合には、当社は記名被保険者と相手方（被害者）との示談交渉の進め方やその内容についての相談、示談書の作成についての援助など事故解決のためのお手伝いをします。記名被保険者が相手方から損害賠償の請求を受けたときは、当社は、記名被保険者のお申出があり、かつ、相手方の同意が得られれば、記名被保険者のために当社が相手方との示談交渉を当社の費用により引き受けいたします。

【示談交渉を行うことができない場合】

- ・対物事故において、記名被保険者が負担する損害賠償責任の額が対物保険金額を明らかに超える場合
- ・記名被保険者に賠償責任が発生しない被害事故の場合
- ・記名被保険者が正当な理由なく当社への協力を拒まれたなどの場合
- ・相手方が当社との交渉に同意されない場合

（2）損害賠償責任に関する訴訟を提起される場合

必ず当社にご通知のうえご相談ください。ご通知がないと保険金をお支払できないことがあります。

3. 被害者には誠意をもって

対人事故・対物事故を起こされた場合には、被害者へのお見舞い、お詫び等できる限り被害者への誠意を尽くしていただくことが円満解決のポイントです。

<事故対応に付随するサービスについて>

事故対応に付随するサービスは、保険契約とは別に当社がお客様サービスとして提供するものです。サービスの内容や範囲につきましては、予告なしに変更することがありますので、最新の内容は当社 Web サイトでご確認ください。

<普通保険約款および特約の適用について>

1. 自動車運転者損害賠償責任保険・普通保険約款の適用について

普通保険約款は、保険証券に条項名または保険金額が記載されている項目について適用されます。なお、第4章基本条項については、全ての契約に適用されます。

2. 自動車運転者損害賠償責任保険・特約の適用について

特約は、原則保険証券に表示されている特約（注）について適用されます。
(注) 後述の<特約一覧>をご参照ください。

<保険用語のご説明>

この「約款のしおり」で使用しております用語につきご説明いたします。なお、この「保険用語のご説明」に記載している内容は、保険用語について的一般的な説明です。実際の保険金等のお支払いの条件は普通保険約款および特約の規定に基づきますのでご注意ください。

用語	ご説明
あ あ 相手を確認できる他の車	登録番号等およびその運転者または所有者の住所・氏名が確認できた車（原動機付自転車を含みます。）のことをいいます。
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
逸失利益	事故がなければ得られたはずの将来（死亡後または症状固定後）の利益をいいます。
か か 解約日	保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。
家族	「記名被保険者の配偶者」「記名被保険者またはその配偶者の同居の親族」「記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子」をいいます。
危険物	道路運送車両の保安基準第1条に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法第2条に定める毒物もしくは劇物をいいます。 (例) ガソリン、灯油、軽油、重油
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
原動機付自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下（原動機の総排気量が50cc超125cc以下の側車付二輪自動車は除きます。）または定格出力が1.00キロワット以下のものをいい、のその他のものは原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。
さ さ 始期日	保険期間の初日をいいます。
事故有効期間適用期間	等級制度における等級別の「無事故」／「事故有」の割増引率のうち「事故有」の割増引率を適用する期間（始期日時点における残り年数）（注）のことをいいます。 (注) 事故有効期間が0年のときは、「無事故」の割増引率を適用します。
借用自動車	記名被保険者がその使用について正当な権利を有する方の承諾を得て使用または管理されている自動車（原動機付自転車を含みます。）をいいます。ただし、その用途・車種が、自家用6車種・自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）・特種用途自動車（キャビンピング車）、二輪自動車・原動機付自転車のいずれかであるものに限ります。また、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の親族が所有している自動車（所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする賃貸契約により借り入れた自動車を含みます。）、記名被保険者が役員となっている法人が所有する自動車はいずれも借用自動車とはなりませんので、ご注意ください。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
親族	配偶者、6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
自家用6車種	用途・車種が、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）に該当する自動車をいいます。

自賠責保険等	自動車損害賠償保障法に基づく責任保険（自賠責保険）または責任共済（自賠責共済）をいいます。
前契約	新契約の始期日から過去13ヶ月以内に契約していた、記名被保険者を同一とするドライバー保険の契約で、まだ、どの契約にも等級を引き継いでいない契約をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。
等級	ドライバー保険に適用する保険料割増引制度で、1等級から20等級までの等級区分に分かれています。等級は、他の損害保険会社からも引き継ぐことができます。（自動車保険やバイク保険のノンフリート等級を引き継ぐことはできません。）
特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
な な 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は は 配偶者	婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一である方が婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方（注）を含みます。 (注) 性別が同一である方は、所定の資料等により確認させていただきますので、当社お客さまセンターまでご連絡ください。
被保険者	保険契約により補償を受けられる方をいいます。
普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
保険期間	保険責任の始まる日から終了する日までの期間であって、保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	普通保険約款および保険契約にセットされる特約により支払われるべき金銭をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に当社が支払うべき保険金の限度額であって、保険証券記載の保険金額をいいます。
保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険料の支払義務を負う方をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い込むべき金銭をいいます。
ま ま 満期日	保険期間の末日をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。
や や 用途・車種	登録番号標等（ナンバープレート）上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車、自家用小型貨物車（注）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）（注）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）（注）、特種用途自動車（キャビンピング車）、二輪自動車、原動機付自転車の区分をいいます。 (注) 自家用小型貨物車、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下）、自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下）についてはダンプ装置のあるものは含みません（補償の対象外となります）。

自動車運転者損害賠償責任保険 普通保険約款

「用語の定義」

この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約において使用される用語の意味は、それぞれ次の定義によります。ただし、この普通保険約款に付帯される特約において別途用語の定義がある場合は、それによります。

用語	定義
あ 医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
か 危険	損害または傷害の発生の可能性をいいます。
危険増加	告知事項についての危険が高くなり、この保険契約で定められている保険料がその危険を計算する基礎として算出される保険料に不足する状態になることをいいます。
記名被保険者	保険証券記載の被保険者をいいます。
契約意思の表示	当会社に対し保険契約申込みの意思の表示をすることをいいます。
契約情報画面等	当会社がインターネット上に掲示する契約情報掲示および入力画面をいいます。
後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能的重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
告知事項	危険に関する重要な事項のうち、次のいずれかとすることによって当会社が告知を求めるものをいいます ^(注) 。 ① 基本条項第2条（保険契約の申込み）（1）①に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、契約情報画面等の表示事項 ② 基本条項第2条（1）②に定める方法により保険契約の申込みを受ける場合は、その際に、電話、情報処理機器等の通信手段によって提示を要請した事項 （注）他の保険契約等に関する事項を含みます。
さ 失効	この保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。
自動車	原動機付自転車を含みます。
自賠責保険等	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。
借用自動車	記名被保険者がその使用について正当な権利を有する者の承諾を得て使用または管理中の自動車であって、かつ、その用途車種が次のいずれかに該当する自動車であるものをいいます。ただし、記名被保険者、その配偶者または記名被保険者の同居の親族が所有する自動車 ^{(注)1} および記名被保険者が役員 ^{(注)2} となっている法人の所有する自動車 ^{(注)1} を除きます。 ① 自家用普通乗用車 ② 自家用小型乗用車 ③ 自家用軽四輪乗用車 ④ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン超2トン以下） ⑤ 自家用普通貨物車（最大積載量0.5トン以下） ⑥ 自家用小型貨物車 ⑦ 自家用軽四輪貨物車 ⑧ 特種用途自動車（キャンピング車） ⑨ 二輪自動車 ⑩ 原動機付自転車 （注1）所有する自動車 所有権留保条項付売買契約により購入した自動車、および1年以上を期間とする貸借契約により借り入れた自動車を含みます。 （注2）役員 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
所有権留保条項付売買契約	自動車販売店等が顧客に自動車を販売する際に、自動車販売店、金融業者等が、販売代金の全額領収までの間、販売された自動車の所有権を顧客に移さず、留保することを契約内容に含んだ自動車の売買契約をいいます。
た 対人事故	記名被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の生命または身体を害することをいいます。
対物事故	記名被保険者が借用自動車の運転に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損することをいいます。
他の保険契約等	この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
短期料率	別表IIに掲げる率をいいます。
治療	医師による治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	治療が必要な場合において、病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。

な 入院	治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
は 配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事实上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。
被保険者	この保険契約により補償を受けられる方をいいます。
保険期間	保険証券記載の保険期間をいいます。
保険金	この保険契約により補償される損害または傷害が生じた場合に、当会社が被保険者または保険金を受け取る被保険者に支払うべき金銭であつて、対人賠償条項・対物賠償条項または自損事故条項およびこの保険契約に適用される特約により支払われるべき保険金をいいます。ただし、自損事故条項については、死亡保険金、後遺障害保険金または医療保険金をいいます。
保険金額	この保険契約により補償される損害が発生した場合に当会社が支払うべき保険金の限度額であつて、保険証券記載の保険金額をいいます。
ま 未婚	これまでに婚姻がないことをいいます。
無効	この保険契約のすべての効力が、この保険契約締結時から生じなかつたものとして取り扱うことをいいます。
や 用途車種	登録番号標等 ^{(注)3} 上の分類番号、色等に基づき定めた、自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用小型貨物車、自家用軽四輪貨物車、二輪自動車、原動機付自転車等の区分をいいます。 （注）登録番号標等 車両番号標および識別番号標を含みます。
ら レンタカー等の自動車	不特定の借主に有償で貸し渡すことを目的とする自動車をいい、1年以上を期間とする貸借契約により貸し渡すものを除きます。

第1章 対人賠償条項

第1条（用語の定義）

この対人賠償条項において使用される用語の意味は、「用語の定義」によります。

第2条（保険金を支払う場合）

- 当会社は、対人事故により、記名被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、この対人賠償条項および基本条項に従い、保険金を支払います。
- 当会社は、1回の対人事故による（1）の損害に対しては、自賠責保険等によって支払われる金額がある場合には、損害の額が自賠責保険等によって支払われる金額を超過するときに限り、その超過額に対してのみ保険金を支払います。

第3条（保険金を支払わない場合－その1）

- 当会社は、次のいずれかに該当する事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。
 ① 保険契約者、記名被保険者またはこれらの者の法定代理人^{(注)1}の故意
 ② 戦争、外國の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似の事変または暴動^{(注)2}
 ③ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 ④ 台風、洪水または高潮
 ⑤ 核燃料物質^{(注)3}もしくは核燃料物質^{(注)3}によって汚染された物^{(注)4}の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれら特性に起因する事故
 ⑥ ⑤に規定以外の放射線照射または放射能汚染
 ⑦ ②から⑥までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 ⑧ 借用自動車を競技もしくは曲技^{(注)5}のために使用すること、または借用自動車を競技もしくは曲技^{(注)5}を行うことを目的とする場所において使用^{(注)6}すること。
 ⑨ 借用自動車に危険^{(注)7}を業務^{(注)8}として横載すること、または借用自動車が、危険物^{(注)7}を業務^{(注)8}として積載した被牽引自動車を牽引すること。
 ⑩ 借用自動車を空港^{(注)9}内で使用している間に生じた事故
 ⑪ 法定代理人
 保険契約者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。
- （注）暴動
 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注）核燃料物質
 使用済燃料物質を含みます。
- （注）4）核燃料物質によって汚染された物
 原子核分裂生成物を含みます。
- （注）5）競技もしくは曲技
 競技または曲技のための練習を含みます。
- （注）6）使用
 救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。
- （注）7）危険物
 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定

(注1) 被保険者
対人賠償条項、対物賠償条項または自損事故条項における被保険者であって、記名被保険者以外の者に限ります。

(注2) 被保険者
自損事故条項における被保険者に限ります。

(3) (1)または(2)の規定による解除が損害または傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)①から④までの事由または(2)①もしくは②の事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故による損害または傷害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または記名被保険者が(1)③アからオまでのいずれかに該当することにより(1)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、対人賠償条項または対物賠償条項に基づき保険金を支払うべき損害^(注)については適用しません。

(注) 損害
対人賠償条項第8条(費用)または対物賠償条項第8条(費用)に規定する費用のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

(5) (2)の規定による解除がなされた場合には、(3)の規定は、次の損害または傷害については適用しません。

(1) (4)の損害^(注)
(2) 自損事故条項に基づき保険金を支払うべき傷害のうち、(1)③アからウまでまたはオのいずれにも該当しない被保険者に生じた傷害。ただし、その傷害に対して支払う保険金を受け取るべきが(1)③アからウまでまたはオのいずれかに該当する場合には、その者の受け取るべき金額に限り、(3)の規定を適用するものとします。

(注) 損害
対人賠償条項第8条(費用)または対物賠償条項第8条(費用)に規定する費用のうち、(1)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者が被る損害の一部とみなす費用を除きます。

第14条 (保険契約の解約・解除の効力)

(1) 保険契約の解約および解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。
(2) (1)の規定にかかわらず、第12条(保険契約による保険契約の解約) (2)の規定により保険契約を解除した場合、解除の効力は、同条(1)の規定により解約した日から将来に向かってのみその効力を生じます。

第15条 (保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合)

(1) 第7条(告知義務) (1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、差額保険料^(注)を返還または請求します。

(注) 差額保険料
変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(2) 危険増加が生じた場合は危険が減少した場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となる場合
差額保険料^(注)から差額保険料^(注)に危険の減少が生じた時^(注)までの期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となる場合
差額保険料^(注)に危険増加が生じた時^(注)以降の期間に対応する短期料率を乗じた額

(注) 差額保険料
変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(注) 保険契約者または被保険者の申出に基づく、危険増加または危険の減少が生じた時をいいます。

(3) (1)または(2)の追加保険料が相当の期間内に払い込まれなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(4) (1)および(2)の規定により追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません^(注)。ただし、危険増加が生じた場合における、その危険増加が生じた時より前に発生した事故による損害または傷害を除きます。

(注) 既に保険金を支払っていた場合は、その返還を請求することができます。

(5) 当会社は、(1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面または当会社の別に定める方法をもって保険契約の条件の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、次の額を返還または請求します。

① 保険料が返還となる場合
差額保険料^(注)から差額保険料^(注)に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いた残額

② 保険料が追加となる場合
差額保険料^(注)に未経過期間に対応する短期料率を乗じた額

(注) 差額保険料
変更前の年間保険料と変更後の年間保険料の差額をいいます。

(6) 当会社が(5)の追加保険料の請求を行なう場合は、保険契約者は契約条件変更日^(注)からその日を含めて14日以内に、当会社の請求する追加保険料を払い込まれなければなりません。

(注) 契約条件変更日
(5) の通知を行なった日以後の保険契約者が指定する日で、契約条件を変更すべき期間の初日をいいます。

(7) (6)に定める期間内に(5)の追加保険料が払い込まれなかった場合には、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険契約条件の変更の

承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款および記名被保険者について適用される特約に従い、保険金を支払います。

第16条 (保険料の返還－無効または失効の場合)

(1) 第10条(保険契約の無効)の規定により保険契約が無効となる場合には、当会社は、保険料を返還しません。

(2) 保険契約が失効となる場合には、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

第17条 (保険料の返還－取消しの場合)

第11条(保険契約の取消し)の規定により、当会社が保険契約を取り消した場合には、当会社は、保険料を返還しません。

第18条 (保険料の返還－解除・解約の場合)

(1) 第7条(告知義務) (2)、第8条(通知義務) (2)、同条(6)、第13条(重大事由による解除) (1)、第15条(保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合) (3) またはこの保険契約に適用される特約の規定により、当会社が保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対して日割をもって計算した保険料を返還します。

(2) 第12条(保険契約による保険契約の解約) (1)の規定により、保険契約者が保険契約を解約した場合は、当会社は、年間保険料から年間保険料に既経過期間に対応する短期料率を乗じた額を差し引いて、その残額を返還します。

第19条 (事故発生時の義務)

保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、事故が発生したことを知った場合は、次のことを履行しなければなりません。

- ① 損害の発生および拡大の防止に努めること。
- ② 事故発生の日時、場所および事故の概要を直ちに当会社に通知すること。
- ③ 次の事項を遅滞なく、書面で当会社に通知すること。
 - ア. 事故の状況、被害者の住所および氏名または名称
 - イ. 事故発生の日時、場所または事故の状況について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容
- ④ 他人に損害賠償の請求^(注)をすることができる場合には、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。
- ⑤ 損害賠償の請求^(注)を受けた場合には、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他緊急措置を行なう場合を除きます。
- ⑥ 損害賠償の請求^(注)についての訴訟を提起し、または提起された場合には、遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑦ 他の保険契約等の有無および内容^(注)について遅滞なく当会社に通知すること。
- ⑧ ①から⑦までのほか、当会社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合には、遅滞なく、これをして出し、また当会社が行なう損害または傷害の調査に協力すること。

(注) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(注) ②他の保険契約等の有無および内容
既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合には、その事實を含みます。

第20条 (事故発生時の義務違反)

(1) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条の規定に違反した場合は、当会社は、次の金額を差し引いて保険金を支払います。

- ① 前条①に違反した場合は、発生または拡大を防止することができたと認められる損害額
- ② 前条②、③または⑥から⑧までの規定に違反した場合は、それによって当会社が被った損害の額
- ③ 前条④に違反した場合は、他人に損害賠償の請求^(注)をすることによって取得することができたと認められる額
- ④ 前条⑤に違反した場合は、損害賠償責任がないと認められる額

(注) 損害賠償の請求
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

(2) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく前条③もしくは⑧の書類に事実と異なる記載をし、またはその書類もしくは証拠を偽造もししくは変造した場合には、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第21条 (他の保険契約等がある場合の保険金の支払額)

(1) 他の保険契約等がある場合であっても、当会社は、この保険契約により支払うべき保険金の額を支払います。

(2) (1)の規定にかかわらず、他の保険契約等により優先して保険金もしくは共済金が支払われる場合には既に保険金もしくは共済金が支払われている場合には、当会社は、それらの額の合計額を、次に掲げる額から差し引いた額にしてのみ保険金を支払います。

- ① 対人賠償条項および対物賠償条項に関しては、損害の額
- ② 自損事故条項に関しては、それぞれの保険契約または共済契約において、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金のうち最も高い額。この場合において、「用語の定義」の保険金の定義に規定する医療保険金とそれ以外の保険金^(注)とに区分して算出するものとします。

第3級	<p>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能を廃したるもの ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの ⑤ 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は遠位指節間関節以上を失ったものをおいいます。以下同様とします。）</p>	1,110 万円	
第4級	<p>① 両眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの ② 咀しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を全く失ったもの ④ 1上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑥ 両手の手指の全部の用を廃したものの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中指節関節もしくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑦ 両足をリストラン関節以上で失ったもの</p>	960 万円	365 万円
第5級	<p>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ③ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの ④ 1上肢を手関節以上で失ったもの ⑤ 1下肢を足関節以上で失ったもの ⑥ 1上肢の用を全廃したもの ⑦ 1下肢の用を全廃したもの ⑧ 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。）</p>	825 万円	
第6級	<p>① 両眼の矯正視力が 0.1 以下になったもの ② 咀しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの ③ 両耳の聴力を耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの ④ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ⑤ 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの ⑥ 1上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したものの ⑦ 1下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの ⑧ 1手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指を失ったもの</p>	700 万円	
第7級	<p>① 1眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの ② 両耳の聴力が 40 センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ③ 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの ④ 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑤ 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの ⑥ 1手のおや指を含み 3 の手指を失ったものまたはおや指以外の 4 の手指を失ったもの ⑦ 1手の 5 の手指またはおや指を含み 4 の手指の用を廃したもの ⑧ 1足をリストラン関節以上で失ったもの ⑨ 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑩ 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの ⑪ 両足の足指の全部の用を廃したものの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。） ⑫ 外貌に著しい醜状を残すもの ⑬ 両側の辜丸を失ったもの</p>	585 万円	210 万円
第8級	<p>① 1眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったものの ② 脊柱に運動障害を残すもの ③ 1手のおや指を含み 2 の手指を失ったものまたはおや指以外の 3 の手指を失ったもの ④ 1手のおや指を含み 3 の手指の用を廃したものまたはおや指以外の 4 の手指の用を廃したもの ⑤ 1下肢を 5 センチメートル以上短縮したもの ⑥ 1上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑦ 1下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの ⑧ 1上肢に偽関節を残すもの ⑨ 1下肢に偽関節を残すもの ⑩ 1足の足指の全部を失ったもの</p>	470 万円	145 万円

第13級	① 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの ② 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの ③ 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの ④両眼のまぶたの一部に欠損を残したまつげはげを残すもの ⑤ 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの ⑥ 1手のこ指の用を廃したもの ⑦ 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの ⑧ 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの ⑨ 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの ⑩ 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもののまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの ⑪ 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	95万円

(注)

1. 各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。

2. 同一事故により、本表の2に掲げる2種以上の後遺障害が生じた場合には、以下のとおり等級を決定します。

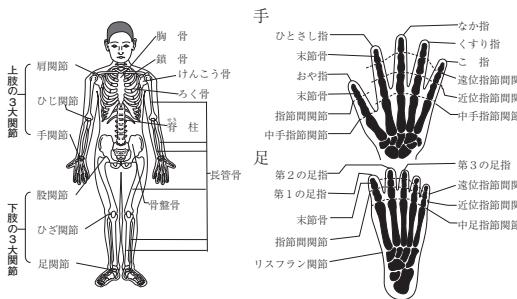
(1) 第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級を3級上位の等級に繰上げます。

(2) 上記(1)以外の場合で、第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を2級上位の等級に繰上げます。

(3) 上記(1)および(2)以外の場合で、第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級を1級上位の等級に繰上げます。ただし、それぞれの後遺障害に対する金額の合計が上記の規定により決定した等級に対応する金額に達しない場合は、その合計を金額とします。

(4) 上記(1)から(3)以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級とします。

注 関節などの説明図



<別表II> 短期料率表

既経過期間・未経過期間	7日まで	15日まで	1ヶ月まで	2ヶ月まで	3ヶ月まで	4ヶ月まで	5ヶ月まで	6ヶ月まで	7ヶ月まで	8ヶ月まで	9ヶ月まで	10ヶ月まで	11ヶ月まで
短期料率	10%	15%	25%	35%	45%	55%	65%	70%	75%	80%	85%	90%	95%

第 11 条（他の身体の障害または疾病的影響等）

- (1) 被保険者が第3条（保険金を支払う場合）の傷害を被った時に存在していた身体の障害もしくは疾病的影響により、または同条の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病的影響により同条の傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払います。
- (2) 正当な理由なく被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第3条（保険金を支払う場合）の傷害が重大となった場合も、(1)と同様の方法で支払います。

第 12 条（当会社の責任限度額等）

- (1) 1回の事故につき、当会社が支払うべき死亡保険金および後遺障害保険金の額は、第8条（死亡保険金の支払）・第9条（後遺障害保険金の支払）および前条の規定による額とし、かつ、保険金額を限度とします。
- (2) 当会社は、(1)に定める保険金のほか、1回の事故につき、第10条（医療保険金の支払）および前条の規定による医療保険金を支払います。

第 13 条（保険金の請求）

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行使することができるものとします。

- ① 死亡保険金については、被保険者が死亡した時
- ② 後遺障害保険金については、被保険者に後遺障害が生じた時または事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ③ 医療保険金については、被保険者が平常の生活もしくは平常の業務に従事することができる程度になおった時または事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院または通院した日数の合計が5日となった時のいずれか早い時

- (2) 被保険者または保険金を受け取るべき者が保険金の支払を請求する場合は、次の書類または証拠のうち、当会社が求めるものを当会社に提出しなければなりません。ただし、③の交通事故証明書については、提出できない相当な理由がある場合を除きます。

- ① 保険金の請求書
- ② 保険証券
- ③ 公の機関が発行する交通事故証明書
- ④ 死亡に関して支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書
- ⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書
- ⑦ その他当会社が普通保険約款基本項第23条（保険金の支払時期）(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書類等において定めたもの

- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもつてその旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。

- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族

(注) 配偶者

普通保険約款「用語の定義」の規定にかかるわらず、法律上の配偶者に限ります。

- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。

- (5) 当会社は、事故の内容、傷害の程度等に応じ、保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険契約者は、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第 14 条（当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求）

- (1) 当会社は、被保険者が被った第3条（保険金を支払う場合）の傷害に関して、普通保険約款基本項第19条（事故発生時の義務）②もしくは③の規定による通知または前条の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他の保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対し当会社の指定する医師が作成した被保険者の診断書または死体検査書の提出を求めることができます。

- (2) (1)の規定による診断または死体の検査^(注1)のために要した費用^(注2)は、当会社が負担します。

(注1) 死体の検査

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

(注2) 費用

収入の喪失を含みません。

第 15 条（代位）

当会社が保険金を支払った場合であっても、被保険者またはその法定相続人がその傷害について第三者に対して有する損害賠償請求権は、当会社に移転しません。

第 16 条（時効）

保険金請求権は、第13条（保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

第 17 条（普通保険約款の準用）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

① 基本項第13条（重大事由による解除）(2)(注1)の「対人賠償条項、対物賠償条項または自損事故条項」ならびに(2)(注2)および(5)(2)の規定中「自損事故条項」とあるのは「この特約」

② 基本項第23条（保険金の支払時期）(1)(注)および(2)(注1)の規定中「前条(2)および(3)」とあるのは「この特約第13条（保険金の請求）(2)および(3)」

③ 別表I(注2)の(3)の規定中「金額」とあるのは「保険金支払割合」、「合計」とあるのは「合計の割合」

<別表> 後遺障害等級別保険金支払割合表

1. 介護を要する後遺障害

等級	保険金支払割合
第1級	100%
第2級	89%

2. 1. 以外の後遺障害

等級	保険金支払割合	等級	保険金支払割合
第1級	100%	第8級	34%
第2級	89%	第9級	26%
第3級	78%	第10級	20%
第4級	69%	第11級	15%
第5級	59%	第12級	10%
第6級	50%	第13級	7%
第7級	42%	第14級	4%

(2) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約

第1条（この特約の適用条件）

この特約は、この保険契約に搭乗者傷害危険補償特約が適用されており、かつ、この特約を適用する旨保険証券に記載されている場合に適用されます。

第2条（保険金を支払う場合）

当会社は、この特約により、搭乗者傷害危険補償特約第3条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、同特約第8条（死亡保険金の支払）に規定する死亡保険金および同特約第9条（後遺障害保険金の支払）に規定する後遺障害保険金を支払いません。

(3) 人身傷害補償特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
算定基準	<別紙>人身傷害補償特約損害額基準をいいます。
自動車取扱業者	自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代理業等自動車を取り扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。
人身傷害事故	日本国内外において、次のいずれかに該当する急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が身体に傷害 ^(注) を被ることをいいます。 ① 自動車の運行に起因する事故 ② 借用自動車の運行中の、飛来もしくは落下中の他物との衝突、火災、爆発または借用自動車の落下 (注) 傷害 ガス中毒を含み、日射、熱射または精神的衝動による障害や被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものは含みません。
対人賠償保険等	自動車の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害することにより、法律上のある損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金または共済金を支払う保険契約または共済契約で自賠責保険等以外のものをいいます。
賠償義務者	自動車の所有、使用または管理に起因して被保険者の生命または身体を害することにより、被保険者またはその父母、配偶者もしくは子が被る損害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。

- ④ 死亡に関する支払われる保険金の請求に関しては、死亡診断書、逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類および戸籍謄本
- ⑤ 後遺障害に関して支払われる保険金の請求に関しては、後遺障害診断書および逸失利益の算定の基礎となる収入の額を示す書類
- ⑥ 傷害に関して支払われる保険金の請求に関しては、診断書、治療等に要した費用の領収書および休業損害の額を示す書類
- ⑦ その他当会社が普通保険約款基本条項第23条（保険金の支払時期）（1）に定める必要な確認を行うために次くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等においてて定めたもの
- (3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金の支払を受けるべき被保険者の代理人がいないときは、次に掲げる者のいいずれかがその事情を示す書類をもつての旨を当会社に申し出て、当会社の承認を得たうえで、被保険者の代理人として保険金を請求することができます。
- ① 被保険者と同居または生計を共にする配偶者^(注)
- ② ①に規定する者がいない場合は①に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ ①および②に規定する者がいない場合は①および②に規定する者に保険金を請求できない事情がある場合には、①以外の配偶者^(注)または②以外の3親等内の親族
(注) 配偶者
- 普通保険約款「用語の定義」の規定にかかわらず、法律上の配偶者に限ります。
- (4) (3)の規定による被保険者の代理人からの保険金の請求に対して、当会社が保険金を支払った後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、当会社は、保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じ、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者に対して、(2)に掲げるものの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることができます。この場合には、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (6) 保険金の請求は、保険金請求権者全員から委任を受けた代表者を経由して行うものとします。
- (7) 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、正当な理由がなく(5)の規定に違反した場合または(2)、(3)もしくは(5)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造しもしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

第16条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者または保険金を受け取るべき者が損害賠償請求権その他他の債権^(注)を取得した場合において、当会社がその損害に対して保険金を支払ったとき^(注)は、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するには、次の額を限度とします。
- ① 当会社が損害の額の全額を保険金として支払った場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の全額
- ② ①以外の場合
被保険者または保険金を受け取るべき者が取得した債権の額から、保険金が支払われていない損害の額^(注)を差し引いた額
- (注1) 損害賠償請求権その他の債権
共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
- (注2) 当会社がその損害に対して保険金を支払ったとき
第10条（支払保険金の計算）(3)の規定により人身傷害保険金を支払ったときを除きます。
- (注3) 損害の額
賠償義務者があり、かつ、判決または裁判上の和解（民事訴訟法（平成8年法律第109号）第275条（訴え提起前の和解）に定める訴え提起前の和解を含みません。）において、賠償義務者が負担すべき損害賠償額が算出された場合であって、損害賠償額の算出の基準が社会通念上妥当であると認められるときは、その基準により算出された額を損害の額とします。ただし、損害の額には、訴訟費用、弁護士報酬、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用および遅延損害金は含みません。
- (2) (1) (2)の場合において、当会社に移転せずに被保険者または保険金を受け取るべき者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

第17条（普通保険約款の準用）

- この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款基本条項の規定を準用します。この場合において、普通保険約款の規定を以下のとおり適用します。
- ① 基本条項第13条（重大事由による解除）(2)の規定中（注1）の「対人賠償条項、対物賠償条項または自損事故条項」および（注2）の「自損事故条項」とあるのは「この特約」、②の「傷害」とあるのは「損害^(注)」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。
- （注3）損害
被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。
- ② 基本条項第13条（5）の規定中「（注）」とあるのは「（注1）、②の規定中「自損事故条項」とあるのは「この特約」、「傷害」とあるのは「損害^(注)」とそれぞれ読み替えるとともに、末尾に次のとおり追加します。
- （注2）損害
（1）③アからウまでまたはオのいづれにも該当しない被保険者の父母、配偶者または子に生じた損害を含みます。
- ③ 基本条項第23条（保険金の支払時期）(1)（注）および(2)（注1）の規定中「前条（2）および（3）」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）(2)および（3）」と読み替えます。

- ④ 基本条項第26条（時効）の規定中「第22条（保険金の請求）(1)」とあるのは「この特約第15条（保険金の請求）(1)」と読み替えます。
- ⑤ 別表I（注）2（3）の「ただし、それぞれの後遺障害に対する金額の合計が上記の規定により決定した等級に対応する金額に達しない場合は、その合計を金額とします。」とあるのは適用しません。

<別紙> 人身傷害補償特約損害額基準

第1 傷害による損害

(第8条（損害額の決定）(1) ①関係)

傷害による損害は、被保険者の被った積極損害（救助検索費、治療関係費、その他の費用）、休業損害、精神的損害およびその他の損害とする。

1. 積極損害

(1) 治療関係費

① 応急手当費
応急手当に直接かかる必要かつ妥当な実費とする。

② 診察料

初診料、再診料または往診料にかかる必要かつ妥当な実費とする。

③ 入院料

原則としてその地域における普通病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。
ただし、被保険者の傷害の態様から医師が必要と認めた場合は、上記以外の病室への入院に必要かつ妥当な実費とする。

④ 投薬料、手術料、処置料等

治療のために必要かつ妥当な実費とする。

⑤ 通院費、転院費、入・退院費

通院、転院、入院または退院に要する交通費として必要かつ妥当な実費とする。

⑥ 看護料

ア. 入院中の看護料

原則として12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合に1日につき4,100円とする。

ただし、「12歳以下の子供に近親者等が付き添った場合」以外であっても、医師の要看護証明がある場合等医療機関の実情、傷害の態様等からやむを得ない理由がある場合に限り、近親者等が付き添った場合は1日につき4,100円を、それ以外の者が付き添った場合は、必要かつ妥当な実費を認めることができる。

イ. 自宅看護料または通院看護料

医師が看護の必要性を認めた場合に次とおりとする。ただし、12歳以下の子供の通院等に近親者等が付き添った場合には医師の説明は要しない。

(ア) 厚生労働大臣の許可を受けた有料職業紹介所の紹介による者

立証資料等により必要かつ妥当な実費とする。

(イ) 近親者等

1日につき2,050円とする。

ウ. 近親者等に休業損害が発生し、立証資料等により、アまたはイ（イ）の額を超えることが明らかな場合は、必要かつ妥当な実費とする。

⑦ 諸経費

療養に直接必要のある諸物品の購入費または使用料、医師の指示により摂取した栄養物の購入費、通信費等とし、下記による。

ア. 入院中の諸経費

入院1日につき1,100円とする。ただし、立証資料等により1,100円を超えることが明らかな場合は、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

イ. 通院または自宅療養中の諸経費

社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

⑧ 柔道整復等の費用

正規の免許を有する柔道整復師、あんま・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師が行う施術費用は、必要かつ妥当な実費とする。

⑨ 痛筋等の費用

傷害を被った結果、医師が義肢、義歯、義眼、眼鏡、補聴器、松葉杖、その他身体の機能を補完するための用具を必要と認めた場合に限り、必要かつ妥当な実費とする。

⑩ 診断書等の費用

必要かつ妥当な実費とする。

(2) 他の費用

上記（1）以外の損害については、社会通念上必要かつ妥当な実費とする。

2. 休業損害

受傷により被った現実の収入減少額とし、原則として下記の算式による。

(1) 有職者の場合

下記の算定方法による。ただし、1日あたりの収入額が5,700円を下回る場合およびその額の立証が困難な場合は、1日につき5,700円とする。

対象休業日数は、実休業日数を基準とし、被保険者の傷害の態様、実治療日数等を勘案して治療期間の範囲内で決定する。

なお、被保険者が所属または勤務する企業等の損害は対象とならない。

① 給与所得者（ただし、(2)に規定するアルバイト、パートタイマー、日雇労働者等を除く。）

事故直前3か月間の月例給与等 × 対象休業日数

90日

ア. 事故直前3か月間の月例給与等は雇用主が作成した休業損害証明書における3か

- 場合）（3）の規定中「（1）①または（2）①の追加保険料」とあるのは「第1回分割追加保険料」、「相当の期間内に」とあるのは「保険料変更日までに」
- ② 保険料分割払特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（6）の規定中「契約条件変更日（注）からその日を含めて14日以内に、（5）①の追加保険料を」とあるのは「保険料変更日までに第1回分割追加保険料を」
- ③ 保険料分割払特約第8条（分割保険料不払の場合の免責）の規定中「分割保険料」とあるのは、「分割保険料および分割追加保険料」
- ④ 保険料分割払特約第9条（当会社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合）の規定中「分割保険料」とあるのは「分割保険料および分割追加保険料」

（9）クレジットカードによる保険料払込みに関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
一括保険料	保険料分割払特約が適用されない場合にこの保険契約に定められた保険料をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
会員規約等	カード会社との間で締結された会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
追加保険料	普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、（2）②または（5）②の追加保険料をいいます。
分割追加保険料	保険料分割払の追加保険料に関する特約第2条（追加保険料の払込方法等）（1）の分割追加保険料をいいます。
有効性・利用限度額等確認	クレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認をいいます。
有効性等確認	クレジットカードの有効性等の確認をいいます。

第2条（クレジットカードによる保険料払込みの承認）

当会社は、この特約に従い、クレジットカードにより、保険契約者が、一括保険料、分割保険料、追加保険料および分割追加保険料を払い込むことを承認します。

第3条（保険料の払込み）

- （1）保険契約者から、この保険契約の一括保険料または追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合には、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、普通保険約款基本条項第4条（保険料不払による保険契約の解除）（1）または同条第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定は適用しません。
- （2）この保険契約に保険料分割払特約が適用され、かつ、保険契約者から、この保険契約の分割保険料、追加保険料または分割追加保険料についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があった場合には、（1）の規定にかかわらず、以下のとおりとします。
- ① 第1回分割保険料または追加保険料（注）をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、第1回分割保険料またはその追加保険料に対し、保険料分割払特約第5条（保険料不払による保険契約の解除）（1）または同特約第7条（保険料の変更、返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（3）の規定を適用しません。
- ② 第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がカード会社へ有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時以降、その分割保険料またはその分割追加保険料に対し、保険料分割払特約第9条（当会社による保険契約の解除－分割保険料不払の場合）（1）または保険料分割払の追加保険料に関する特約第3条（保険料分割払特約の準用）（4）の規定を適用しません。

（注）追加保険料

（5）の規定により、保険契約者が当会社に払い込むべき未払込保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申出があつた場合のその未払込保険料を含みます。

- （3）保険契約者は、会員規約等に従い、保険料相当額をカード会社に払い込むことを要します。
- （4）当会社がカード会社へ有効性・利用限度額等確認または有効性等確認を行ったうえで、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した後でも、次のいずれかに該当する場合には、その保険料の払込みについて、（1）および（2）の規定は適用しません。

① 当会社がカード会社より保険料相当額を領収（注）できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用し、かつ、カード会社に対して保険料相当額を既に払い込んでいる場合を除きます。

② 会員規約等に定める手続が行われない場合

（注）領収
当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

- （5）当会社が第2回目以降の分割保険料または分割追加保険料を請求する場合において、カード会社へ有効性等確認を行なう前に当会社がカード会社から保険料相当額を領収できない事由が生じたときは、保険契約者は未払込保険料の全額を請求日（注）までに当会社に払い込まれなければなりません。また、この場合、保険契約者が請求日（注）までに未払込保険料の払込みを怠ったときは、次のとおり取り扱います。

① 当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

② 当会社は、未払込保険料領収前に生じた事故による損害または傷害に対しては、保険金を支いません。

（注）請求日
当会社が請求した日をいいます。

第4条（保険料領収前に生じた事故の取扱い）

- （1）保険契約者から、この保険契約の一括保険料、第1回分割保険料または追加保険料（注）についてクレジットカードにより払い込む旨の申出があつた場合には、当会社は、カード会社へ有効性・利用限度額等確認を行なう上で、当会社がクレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時（注）以後、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（4）、同条（7）の規定および前条（5）（2）の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いに関する規定を適用しません。

（注）追加保険料
前条（5）の規定により保険契約者が払い込むべき未払込保険料につき、クレジットカードにより払い込む旨の申出があつた場合のその未払込保険料を含みます。

- （注）保険料の払込みを承諾した時
保険証券記載の保険期間の開始前に承諾した場合は保険期間の開始した時とします。
- （2）当会社は、前条（4）の①または②のいずれかに該当する場合は、（1）の規定は適用しません。

第5条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）

- （1）第3条（保険料の払込み）（4）①の保険料相当額を領収できない場合には、当会社は、保険契約による保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、カード会社に対して保険料相当額の全部または一部を既に払い込んでいるときは、当会社は、その払い込んだ金額については、保険契約者に請求できないものとします。
- （2）（1）の規定により当会社が保険料を請求し、保険契約者が遅延なくその保険料を払い込んだ場合は、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）（3）、第15条（保険料の払込み）（5）②の規定ならびにこの保険契約に適用される他の特約に定める保険料領収前に生じた事故の取扱いの規定を適用しません。

第6条（保険料不払による保険契約の解除）

- （1）当会社が前条（1）の規定により、保険料を請求したにもかかわらず、保険契約者が保険料を相当の期間内に払い込まなかった場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- （2）（1）の解除は、普通保険約款基本条項第14条（保険契約の解約・解除の効力）の規定にかかわらず、次のいずれかの時点から、将来に向かってその効力を生じます。ただし、③の場所において同条（2）に該当するときを除きます。
- ① 一括保険料または第1回分割保険料を怠った場合は、保険期間の初日
- ② 追加保険料または第3条（保険料の払込み）（5）の規定により保険契約者が当会社に払い込むべき未払込保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込みの事由が発生した時
- ③ 第2回目以降の分割保険料または第2回目以降の分割追加保険料の払込みを怠った場合は、その保険料の払込期日または保険期間の末日のいずれか早い日

第7条（保険料返還の特則）

- 普通保険約款基本条項第15条（保険料の返還または請求－告知義務・通知義務等の場合）（1）、同条（2）、同条（5）、第16条（保険料の返還－無効または失効の場合）（2）、第18条（保険料の返還－解除・解約の場合）（1）、同条（2）およびこの保険契約に適用される他の特約の規定により当会社が保険料を返還する場合は、当会社は、カード会社から保険料相当額を領収（注）したことを確認した後に保険料を返還します。ただし、第5条（保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い）（2）の規定により、保険契約者が保険料を直接当会社に払い込んだ場合を除きます。

（注）領収
当会社がカード会社から保険料相当額を実際に領収することをいいます。

第8条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（10）保険証券の不発行に関する特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」によります。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、当会社が契約情報画面等において、当会社がこの保険契約の保険証券を発行しないことにつき、保険契約者が了承した場合に適用されます。

第3条（保険証券の不発行）

当会社は、この特約により、この保険契約の保険証券を発行しません。

第4条（保険証券記載事項の適用）

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険証券に記載の事項として規定される事項については、インターネット上で、当会社が定める画面に掲示する契約情報の内容を適用するものとします。

第5条（保険金の請求書類）

普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約において、保険金の請求に際して保険証券を提出する旨の規定がある場合でも、その規定は適用されないものとします。

第6条（保険証券の請求および発行）

- (1) 保険契約者は、第3条（保険証券の不発行）の規定にかかわらず、保険期間中に限り、当会社の定める方法により、保険証券の発行を請求することができます。
(2) 当会社は、(1) の請求に基づき保険証券を発行する場合には、必要な費用を保険契約者に請求することができます。
(3) (1) の請求に基づき当会社が保険証券を発行した場合は、第4条（保険証券記載事項の適用）および前条の規定は適用されないものとします。

第7条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

（11）スマート継続手続特約

第1条（用語の定義）

この特約において使用される用語の意味は、普通保険約款「用語の定義」による場合のほか、それぞれ次の定義によります。

用語	定義
継続意思表示	電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、この保険契約を継続する旨の意思表示をいい、第5条（この特約による継続契約の内容）に定めるところにより、当会社が通知した継続契約の内容をいいます。
継続契約	この保険契約の保険期間の末日を保険期間の初日として当会社と締結する保険契約をいいます。
継続契約の保険料	保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。
継続通知書	所要の事項を記載した継続通知書をいいます。
保険料払込期日	継続契約の保険期間の初日の前日をいいます。

第2条（この特約の適用条件）

この特約は、すべての保険契約に適用されます。

第3条（この特約による継続契約の取扱い）

- (1) 当会社は、この保険契約を継続する意思がある場合、次のいずれかの方法により、その旨を継続通知^(注1)により通知します。
① 継続通知書を保険契約者にあてて送付すること。
② 情報処理機器等の通信手段を媒介とし、所要の事項を保険契約者に送信すること。
(2) (1) の継続通知^(注1)に対し、意思表示期限^(注2)までに、保険契約者から当会社に継続意思表示がある場合には、継続契約が締結されるものとします。
(3) (1) および(2) の規定によって継続契約が締結された場合には、当会社は、保険証券を保険契約者に交付します。

(注1) 継続通知

この保険契約の継続について保険契約者に対して送付する書類等をいいます。

(注2) 意思表示期限

この保険契約の保険期間の末日の前日までとします。

第4条（継続契約の告知義務）

- (1) 保険契約者または記名被保険者になる者は、継続契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
(2) (1) に定める告知については、普通保険約款の告知義務に関する規定を適用します。

第5条（この特約による継続契約の内容）

- (1) 第3条（この特約による継続契約の取扱い）の規定による継続契約の保険契約条件は、(2) から(4) までに定める場合を除き、この保険契約の保険期間の末日における保険契約条件と同一とします。
(2) この保険契約にクレジットカードによる保険料払込みに関する特約または保険料分割払特約が適用されていない場合であっても、保険契約者が継続契約の保険料をこれらの方により払い込むときは、継続契約には同特約を適用するものとします。
(3) この保険契約に適用された特約について、継続契約の保険期間の初日において、特約が適用されるための条件を満たしていない場合は、継続契約にその特約を適用しません。
(4) 制度または料率等^(注1)の改定^(注2)があった場合において、制度または料率等^(注1)の改定^(注2)があった日以後に第3条（この特約による継続契約の取扱い）の規定によりこの保険契約が継続されるときは、継続契約に対するは、その保険期間の初日における制度または料率等^(注1)が適用されるものとします。

(注1) 制度または料率等

普通保険約款、特約、保険契約引受けに関する制度または保険料率等をいいます。

(注2) 改定

この保険契約における事故件数等に応じて料率を調整する場合および継続契約の保険料率を決定するための条件が変更となった場合を含みます。

第6条（保険料の払込方法）

保険料の払込方法を定める他の特約による場合を除き、保険契約者は、継続契約の保険料を保険料払込期日までに払い込むものとします。

第7条（継続契約保険料払込み前の事故）

- (1) 保険契約者は、第3条（この特約による継続契約の取扱い）(2) の継続意思表示を行った場合には、継続契約の保険料を、継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日以内に当会社に払い込まなければなりません。
(2) 当会社は、保険契約者が保険料を継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した日までに払い込んだ場合には、継続契約の保険料払込み前の事故による損害または傷害に對しては、普通保険約款基本条項第5条（保険責任の始期および終期）(3) の規定は適用しません。
(3) (2) の規定により、被保険者が、継続契約の保険料払込み前の事故による損害または傷害に對し保険金の支払を受ける場合には、保険契約者は、被保険者がその支払を受ける前に継続契約の保険料を当会社に払い込まなければなりません。

第8条（継続契約保険料不払による契約の解除）

- (1) 当会社は、前条(1) の保険料^(注)が継続契約の保険期間の初日からその日を含めて14日を経過した後も、その払込みがない場合には、継続契約の保険契約者に対する書面による通知をもって、この継続契約を解除することができます。
(2) (1) の解除は、継続契約の保険期間の初日から将来に向かってのみその効力を生じます。
(注) 保険料
保険料を分割して払い込む場合は、第1回分割保険料をいいます。

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に適用される他の特約の規定を準用します。

<特約一覧>

適用される特約	保険証券上の表示（略称等）	ページ
(1) 搭乗者傷害危険補償特約	搭乗者傷害危険補償特約	17
(2) 搭乗者傷害の死亡・後遺障害補償対象外特約	搭傷死亡等対象外特約	18
(3) 人身傷害補償特約	人身傷害補償特約	18
(4) 人身傷害に関する借用自動車運転中のみ補償特約	借用自動車のみ補償	25
(5) 車両損害臨時費用補償特約（車対車限定）	車両損害臨時費用特約	26
(6) 自転車運転者損害賠償責任補償特約	自転車賠償特約	27
(7) 保険料分割払特約	表示されません ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	27
(8) 保険料分割払の追加保険料に関する特約	表示されません ※保険料の払込方法が「月払」のご契約に自動セットされております。	28
(9) クレジットカードによる保険料払込みに関する特約	クレジットカード（特約付）	29
(10) 保険証券の不発行に関する特約	eサービス（証券不発行）特約	29
(11) スマート継続手続特約	表示されません ※すべてのご契約に自動セットされております	30